

# 財政状況等一覧表（平成21年度決算）

(単位:百万円)

団体名 八尾市

標準収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
40,489	8,042	3,163	51,694

## 1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	91,741	91,471	269	82	1,150	76,909	基金から1,150百万円繰入
一般会計等	89,969	89,600	269	82		76,909	

(注) 「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

## 2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
水道事業会計	6,435	6,233	202	2,714	149	12,722	76	法適用企業
病院事業会計	9,059	10,198	1,138	870	1,790	18,953	12,635	法適用企業
公共下水道事業特別会計	13,787	13,761	26	26	5,800	104,876	77,818	
国民健康保険事業特別会計	30,281	31,413	1,132	1,132	2,655	0	0	
老人保険事業特別会計	67	103	36	36	3	0	0	
後期高齢者医療事業特別会計	4,120	4,091	29	29	2,062	0		
介護保険事業特別会計	16,635	16,328	307	307	2,598	0	0	
公営企業会計等 計				2,087		136,551	90,529	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。  
 2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。  
 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数( - )で表示している。  
 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

## 3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等負担見込額	備考
恩智川水防事務組合	24	21	3	3	0	0	0	
大和川右岸水防事務組合	106	101	5	5	0	0	0	
長瀬川沿岸下水道組合	39	35	4	4	0	0	0	
八尾市柏原市火葬場組合	2	1	0	0	0	0	0	
大阪府都市競艇組合	59,833	59,206	626	626	243	0	0	基金から243百万円繰入
大阪府後期高齢者医療広域連合 (一般会計)	255	205	49	49	20	0	0	基金から19百万円繰入
大阪府後期高齢者医療広域連合 (後期高齢者医療特別会計)	755,941	748,519	7,422	7,422	14,357	0	0	基金から14,357百万円繰入
一部事務組合等 計				8,109		0	0	

(注) 法適用企業に係るもの以外のもについては「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。

#### 4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体から の出資金	当該団体から の補助金	当該団体から の貸付金	当該団体からの 債務保証に 係る債務残高	当該団体からの 損失補償に 係る債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
八尾市土地開発公社	4	10	10	0	945	4,420	0	0	
八尾体育振興会	21	369	100	0	0	-	0	0	特例民法法人
八尾市清協公社	2	82	5	0	120	-	140	140	特例民法法人
八尾市文化財調査研究会	1	24	8	0	0	-	0	0	特例民法法人
八尾市文化振興事業団	17	205	109	0	0	-	0	0	特例民法法人
八尾市中小企業勤労者福祉サービスセンター	4	101	80	19	0	-	0	0	特例民法法人
八尾市国際交流センター	0	386	371	26	0	-	0	0	特例民法法人
八尾シティネット	42	184	16	0	85	-	0	0	株式会社
やおコミュニティ放送	6	68	25	0	0	-	0	0	株式会社
八尾モール	34	365	5	0	0	-	0	0	株式会社
八尾市シルバー人材センター	1	109	0	34	0	-	0	0	特例民法法人
八尾市社会福祉協議会	10	344	0	84	0	-	0	0	社会福祉法人
地方公社・第三セクター等 計			719	163	205	0	140	140	

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

#### 5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A
財政調整基金	4,965	5,021	56
減債基金	-	-	-
その他充当可能基金	5,624	4,426	1,198
充当可能基金計	10,588	9,448	1,140

(注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

#### 6. 財政指標の状況

財政指標名	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A
実質赤字比率	0.12	0.15	0.03	11.25	20.00	水道事業会計	-	-	-
連結実質赤字比率	5.12	5.53	0.41	16.25	40.00	病院事業会計	-	-	-
実質公債費比率	6.8	6.7	0.1	25.0	35.0	公共下水道事業特別会計	-	-	-
将来負担比率	82.6	79.6	3.0	350.0					
財政力指数	0.81	0.81	0.00						
経常収支比率	98.3	97.6	0.7						

(注) 1. 「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「資金不足比率」は負数(～)で表示している。  
 2. 「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。  
 3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 20%である(公営競技は0%)。  
 4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成21年度決算における基準である。